

第5章 介護保険サービスの充実

介護保険サービスは、介護保険法の規定に基づき、要介護認定者に対するサービス「介護給付」と、要支援認定者に対するサービス「予防給付」に分かれて提供されています。

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">介護給付サービス（要介護1～5対象）</p>	<p><居宅サービス></p> <p>【訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○訪問介護 ○訪問入浴介護 ○訪問看護 ○訪問リハビリテーション ○居宅療養管理指導 <p>【通所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○通所介護 ○通所リハビリテーション <p>【短期入所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○短期入所生活介護 ○短期入所療養介護 <ul style="list-style-type: none"> ○福祉用具貸与 ○特定福祉用具購入 ○住宅改修（介護給付分） ○居宅介護支援 	<p><施設サービス></p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護老人福祉施設 ○介護老人保健施設 ○介護医療院 ○介護療養型医療施設 <p><居住系サービス></p> <ul style="list-style-type: none"> ○特定施設入居者生活介護 ○認知症対応型共同生活介護 ○地域密着型特定施設入居者生活介護 ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 <p><地域密着型サービス></p> <ul style="list-style-type: none"> ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○夜間対応型訪問介護 ○認知症対応型通所介護 ○小規模多機能型居宅介護 ○認知症対応型共同生活介護（再掲） ○地域密着型特定施設入居者生活介護（再掲） ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（再掲） ○看護小規模多機能型居宅介護 ○地域密着型通所介護
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">予防給付サービス（要支援1・2対象）</p>	<p><介護予防サービス></p> <p>【訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防訪問入浴介護 ○介護予防訪問看護 ○介護予防訪問リハビリテーション ○介護予防居宅療養管理指導 <p>【通所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防通所リハビリテーション <p>【短期入所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防短期入所生活介護 ○介護予防短期入所療養介護 <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防福祉用具貸与 ○特定介護予防福祉用具購入 ○住宅改修（予防給付分） ○介護予防支援 	<p><居住系介護予防サービス></p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防特定施設入居者生活介護 ○介護予防認知症対応型共同生活介護 <p><地域密着型介護予防サービス></p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防認知症対応型通所介護 ○介護予防小規模多機能型居宅介護 ○介護予防認知症対応型共同生活介護（再掲）

1. サービス基盤の整備

第9期計画期間においては、日常生活圏域ごとのサービス基盤の整備、特に山間地域でサービス事業所が少ない東部エリアでの整備に取り組めます。

具体的には、小規模多機能型居宅介護について、未整備の3圏域（上陽・矢部・星野）での整備を推進し、第9期計画では、そのうち2か所での整備を目指します。

第9期計画におけるサービス基盤整備計画

(単位：か所)

サービス名	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
小規模多機能型居宅介護	1	1	0	2

市内の施設・居住系サービス、地域密着型サービスの整備状況

(単位：か所)

	八女市 全体	八女 地区	上陽 地区	黒木 地区	立花 地区	矢部 地区	星野 地区
介護老人福祉施設	8 (420)	3 (160)	1 (50)	1 (50)	1 (50)	1 (30)	1 (80)
介護老人保健施設	3 (290)	2 (200)	0	1 (90)	0	0	0
特定施設入居者生活介護	2 (95)	2 (95)	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	14 (225)	6 (108)	1 (18)	3 (36)	3 (45)	0	1 (18)
定期巡回・随時対応型訪問介護 看護	2	1	0	0	1	0	0
小規模多機能型居宅介護	9 (257)	3 (83)	0	4 (116)	2 (58)	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	1 (29)	0	0	0	1 (29)	0	0
認知症対応型通所介護	2	1	0	0	1	0	0

※施設・居住系サービス（ ）内は定員 [人]
令和5(2023)年10月1日現在

2. 施設・居住系サービス

○将来のサービス見込み量については、第1号被保険者数と要支援・要介護認定者数の推計を行った後に、令和3(2021)年度から令和5(2023)年9月月報分までの国保連合会データを基に、国の「見える化」システムの将来推計を使用して算出。

介護保険サービスの量の見込みは、まず、施設・居住系サービスの量を見込み、その後、施設・居住系サービス以外の地域密着型サービスや在宅サービスの量を見込みます。

なお、第9期計画における利用量見込みにあたっては、医療・介護の複合的ニーズ等による施設・居住系サービスにおける追加的需要等を勘案しました。

施設・居住系サービスの量の見込み

(単位：人/月)

施設・居住系サービス		実績	推計		
		第8期	第9期		
		令和5年度 (2023年度) 見込み	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
居宅サービス (居住系)	特定施設入居者生活介護	82	84	85	85
	予防給付	1	1	1	1
	介護給付	81	83	84	84
地域密着型サービス (居住系)	認知症対応型共同生活介護	211	215	217	217
	予防給付	2	2	2	2
	介護給付	209	213	215	215
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0
施設サービス	介護老人福祉施設	466	468	470	472
	介護老人保健施設	287	288	289	290
	介護医療院	47	47	48	49
	介護療養型医療施設	0			
	合計	800	803	807	811
施設・居住系サービス利用者(総計)		1,093	1,102	1,109	1,113

3. 地域密着型サービス

地域密着型サービスについては、基盤整備計画に基づき、小規模多機能型居宅介護の新規整備分（2か所）での利用増を見込みました。

その他のサービスは、令和3（2021）年度～令和5（2023）年度の利用実績の動向から、今後の利用人数を見込みました。

地域密着型サービスの量の見込み

地域密着型サービス		実績		推 計		
		第 8 期 令和5年度 (2023年度) 見込み	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	利用者数 [人/月]	58	62	63	66	
夜間対応型訪問介護	利用者数 [人/月]	0	0	0	0	
地域密着型通所介護	利用者数 [人/月]	185	190	192	192	
	利用回数 [回/月]	2,038	2,094	2,114	2,114	
認知症対応型通所介護	利用者数 [人/月]	24	24	24	24	
	利用回数 [回/月]	24	24	24	24	
	予防給付	利用者数 [人/月]	0	0	0	0
		利用回数 [回/月]	0	0	0	0
介護給付	利用者数 [人/月]	24	24	24	24	
	利用回数 [回/月]	24	24	24	24	
小規模多機能型居宅介護	利用者数 [人/月]	157	162	164	165	
	予防給付	利用者数 [人/月]	16	16	16	16
	介護給付	利用者数 [人/月]	141	146	148	149
認知症対応型共同生活介護	利用者数 [人/月]	211	215	217	217	
	予防給付	利用者数 [人/月]	2	2	2	2
	介護給付	利用者数 [人/月]	209	213	215	215
地域密着型特定施設入居者生活介護	利用者数 [人/月]	0	0	0	0	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	利用者数 [人/月]	0	0	0	0	
看護小規模多機能型居宅介護	利用者数 [人/月]	15	16	17	18	

4. 居宅サービス

居宅サービス（居住系サービス以外）は、令和3（2021）年度～令和5（2023）年度の利用実績の動向から今後の利用人数を見込みました。

介護予防サービス		実績	推計		
		第8期	第9期		
		令和5年度 (2023年度) 見込み	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護予防訪問入浴介護	利用者数〔人/月〕	0	0	0	0
	利用回数〔回/月〕	0	0	0	0
介護予防訪問看護	利用者数〔人/月〕	23	23	23	23
	利用回数〔回/月〕	212	212	212	212
介護予防訪問リハビリテーション	利用者数〔人/月〕	13	13	13	13
	利用回数〔回/月〕	149	149	149	149
介護予防居宅療養管理指導	利用者数〔人/月〕	16	16	16	16
介護予防通所リハビリテーション	利用者数〔人/月〕	156	153	151	150
介護予防短期入所生活介護	利用者数〔人/月〕	4	4	4	4
	利用日数〔日/月〕	21	21	21	21
介護予防短期入所療養介護 (老健)	利用者数〔人/月〕	0	0	0	0
	利用日数〔日/月〕	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護 (病院等)	利用者数〔人/月〕	0	0	0	0
	利用日数〔日/月〕	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護 (介護医療院)	利用者数〔人/月〕	0	0	0	0
	利用日数〔日/月〕	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	利用者数〔人/月〕	281	275	272	270
特定介護予防福祉用具購入費	利用者数〔人/月〕	6	6	6	6
介護予防住宅改修費	利用者数〔人/月〕	9	9	9	9
介護予防支援	利用者数〔人/月〕	378	371	366	364

居宅サービス		実績	推 計		
		第 8 期	第 9 期		
		令和5年度 (2023年度) 見込み	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
訪問介護	利用者数 [人/月]	482	496	497	497
	利用回数 [回/月]	10,492	10,771	10,678	10,687
訪問入浴介護	利用者数 [人/月]	36	36	35	36
	利用回数 [回/月]	233	231	225	231
訪問看護	利用者数 [人/月]	234	245	250	259
	利用回数 [回/月]	2,565	2,686	2,732	2,814
訪問リハビリテーション	利用者数 [人/月]	45	46	46	46
	利用回数 [回/月]	564	576	576	576
居宅療養管理指導	利用者数 [人/月]	431	441	443	442
通所介護	利用者数 [人/月]	821	844	849	849
	利用回数 [回/月]	9,634	9,899	9,947	9,944
通所リハビリテーション	利用者数 [人/月]	411	423	426	426
	利用回数 [回/月]	3,544	3,648	3,674	3,673
短期入所生活介護	利用者数 [人/月]	219	224	225	226
	利用日数 [日/月]	2,830	2,910	2,919	2,928
短期入所療養介護(老健)	利用者数 [人/月]	53	54	54	54
	利用日数 [日/月]	307	313	313	313
短期入所療養介護(病院等)	利用者数 [人/月]	0	0	0	0
	利用日数 [日/月]	0	0	0	0
短期入所療養介護 (介護医療院)	利用者数 [人/月]	0	0	0	0
	利用日数 [日/月]	0	0	0	0
福祉用具貸与	利用者数 [人/月]	1,089	1,117	1,123	1,123
特定福祉用具購入費	利用者数 [人/月]	21	21	21	21
住宅改修費	利用者数 [人/月]	18	18	18	18
居宅介護支援	利用者数 [人/月]	1,697	1,740	1,755	1,754

5. サービス別給付費

各サービスの利用者数に、令和3(2021)年度～令和5(2023)年度の1人あたり利用回(日)数の伸び率や、1回(1月)あたり利用額の実績を勘案して、サービス量と給付費を次のとおり見込みました。

(1) 予防給付費

(単位：千円)

予防給付費	実績	推計		
	第8期	第9期		
	令和5年度 (2023年度) 見込み	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
(1) 介護予防サービス				
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
介護予防訪問看護	9,970	10,111	10,124	10,124
介護予防訪問リハビリテーション	5,118	5,190	5,197	5,197
介護予防居宅療養管理指導	1,417	1,437	1,438	1,438
介護予防通所リハビリテーション	63,876	62,447	61,743	61,235
介護予防短期入所生活介護	1,635	1,658	1,660	1,660
介護予防短期入所療養介護(老健)	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	19,020	18,593	18,403	18,272
特定介護予防福祉用具購入費	2,630	2,630	2,630	2,630
介護予防住宅改修費	9,385	9,385	9,385	9,385
介護予防特定施設入居者生活介護	798	809	810	810
(2) 地域密着型介護予防サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	12,248	12,421	12,436	12,436
介護予防認知症対応型共同生活介護	5,859	5,942	5,949	5,949
(3) 介護予防支援	20,699	20,603	20,350	20,240
予防給付費 計	152,653	151,226	150,125	149,376

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月あたりの利用者数

※給付費は千円未満の端数があるため、内訳の合計値と合計欄の数値が一致しない場合があります。

(2) 介護給付費

(単位：千円)

介護給付費	実績	推計		
	第8期	第9期		
	令和5年度 (2023年度) 見込み	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
(1) 居宅サービス				
訪問介護	327,618	341,066	338,527	338,834
訪問入浴介護	32,577	32,870	31,985	32,911
訪問看護	121,856	129,190	131,448	135,267
訪問リハビリテーション	20,351	21,055	21,082	21,082
居宅療養管理指導	61,527	63,729	63,924	63,839
通所介護	856,737	884,932	889,266	888,516
通所リハビリテーション	361,026	377,040	379,788	379,598
短期入所生活介護	269,080	280,639	281,714	282,433
短期入所療養介護(老健)	45,074	46,705	46,764	46,764
短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0
福祉用具貸与	133,963	137,411	137,749	137,686
特定福祉用具購入費	8,589	8,589	8,589	8,589
住宅改修費	19,876	18,921	18,921	18,921
特定施設入居者生活介護	190,312	197,446	200,470	200,470
(2) 地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	98,049	105,403	107,537	111,923
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
地域密着型通所介護	192,020	200,383	202,273	202,273
認知症対応型通所介護	31,753	32,201	32,242	32,242
小規模多機能型居宅介護	325,571	339,440	343,529	345,036
認知症対応型共同生活介護	648,379	670,142	677,239	677,239
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	26,859	28,469	29,738	31,479
(3) 施設サービス				
介護老人福祉施設	1,442,375	1,468,864	1,476,859	1,482,995
介護老人保健施設	983,340	1,000,731	1,005,511	1,009,024
介護医療院	178,735	181,258	185,471	189,485
介護療養型医療施設	0			
(4) 居宅介護支援	300,867	312,906	315,728	315,570
介護給付費 計	6,676,531	6,879,390	6,926,354	6,952,176

※給付費は千円未満の端数があるため、内訳の合計値と合計欄の数値が一致しない場合があります。

(3) 総給付費

(単位：千円)

	実績	推計		
	第8期	第9期		
	令和5年度 (2023年度) 見込み	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護給付費	6,676,531	6,879,390	6,926,354	6,952,176
予防給付費	152,653	151,226	150,125	149,376
計 総給付費	6,829,185	7,030,616	7,076,479	7,101,552

※給付費は千円未満の端数があるため、内訳の合計値と合計欄の数値が一致しない場合があります。

6. 介護保険の事業費

(1) 標準給付費

総給付費等を含む標準給付費については、3年間で約226億5千万円を見込みました。

(単位:円)

	第9期			
	合計	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
総給付費	21,208,647,000	7,030,616,000	7,076,479,000	7,101,552,000
総給付費	21,208,647,000	7,030,616,000	7,076,479,000	7,101,552,000
利用者負担の見直し等に伴う財政影響額	0	0	0	0
特定入所者介護サービス費等給付額(財政影響額調整後)	850,227,381	282,746,413	283,840,948	283,640,020
特定入所者介護サービス費等給付額	837,684,842	278,810,538	279,536,092	279,338,212
制度改正に伴う財政影響額	12,542,539	3,935,875	4,304,856	4,301,808
高額介護サービス費等給付額(財政影響額調整後)	508,372,234	169,040,678	169,725,511	169,606,045
高額介護サービス費等給付額	499,835,904	166,362,706	166,795,635	166,677,563
高額介護サービス費等の利用者負担の見直し等に伴う財政影響額	8,536,330	2,677,972	2,929,876	2,928,482
高額医療合算介護サービス費等給付額	70,279,830	23,340,185	23,456,031	23,483,614
算定対象審査支払手数料	9,968,426	3,310,560	3,326,976	3,330,890
標準給付費計	22,647,494,871	7,509,053,836	7,556,828,466	7,581,612,569

※給付費は千円未満の端数があるため、内訳の合計値と合計欄の数値が一致しない場合があります。

(2) 地域支援事業費

地域支援事業費については、第9期で約10億5千万円を見込みました。

(単位:円)

	第9期			
	合計	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護予防・日常生活支援総合事業費	541,698,882	174,063,330	179,952,475	187,683,077
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	388,163,323	127,533,545	129,472,831	131,156,947
包括的支援事業(社会保障充実分)	121,709,741	39,988,515	40,596,584	41,124,642
地域支援事業費計	1,051,571,946	341,585,390	350,021,890	359,964,666

※重層的支援体制整備事業として実施する事業を含む。

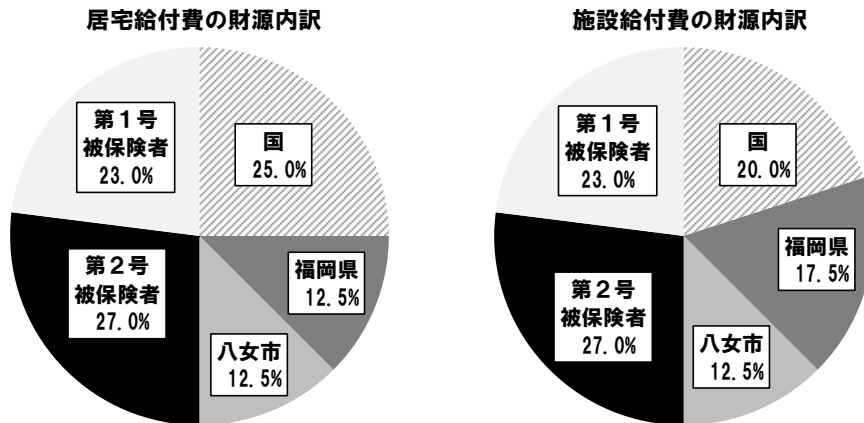
※給付費は千円未満の端数があるため、内訳の合計値と合計欄の数値が一致しない場合があります。

7. 介護保険料

(1) 財源構成

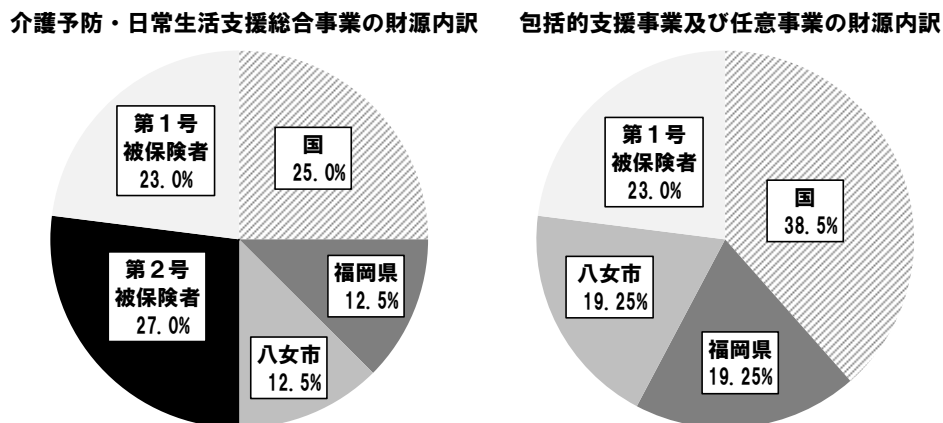
介護保険給付費の費用は、50%が公費負担、残りの50%が第1号被保険者と第2号被保険者による保険料負担となります。

国負担分には調整交付金を含んでおり、調整交付金の交付割合は後期高齢者割合と第1号被保険者の所得段階割合により決定するため変動します。なお、本来の調整交付金相当額を超えて交付された分は第1号被保険者の負担分が減額となります。



地域支援事業費については、大きく介護予防・日常生活支援総合事業と包括的支援事業及び任意事業に分けることができます。

地域支援事業費のうち、介護予防・日常生活支援総合事業については、居宅給付費の財源内訳と同様になっています。包括的支援事業及び任意事業については、第1号被保険者の保険料と公費のみで構成されています。



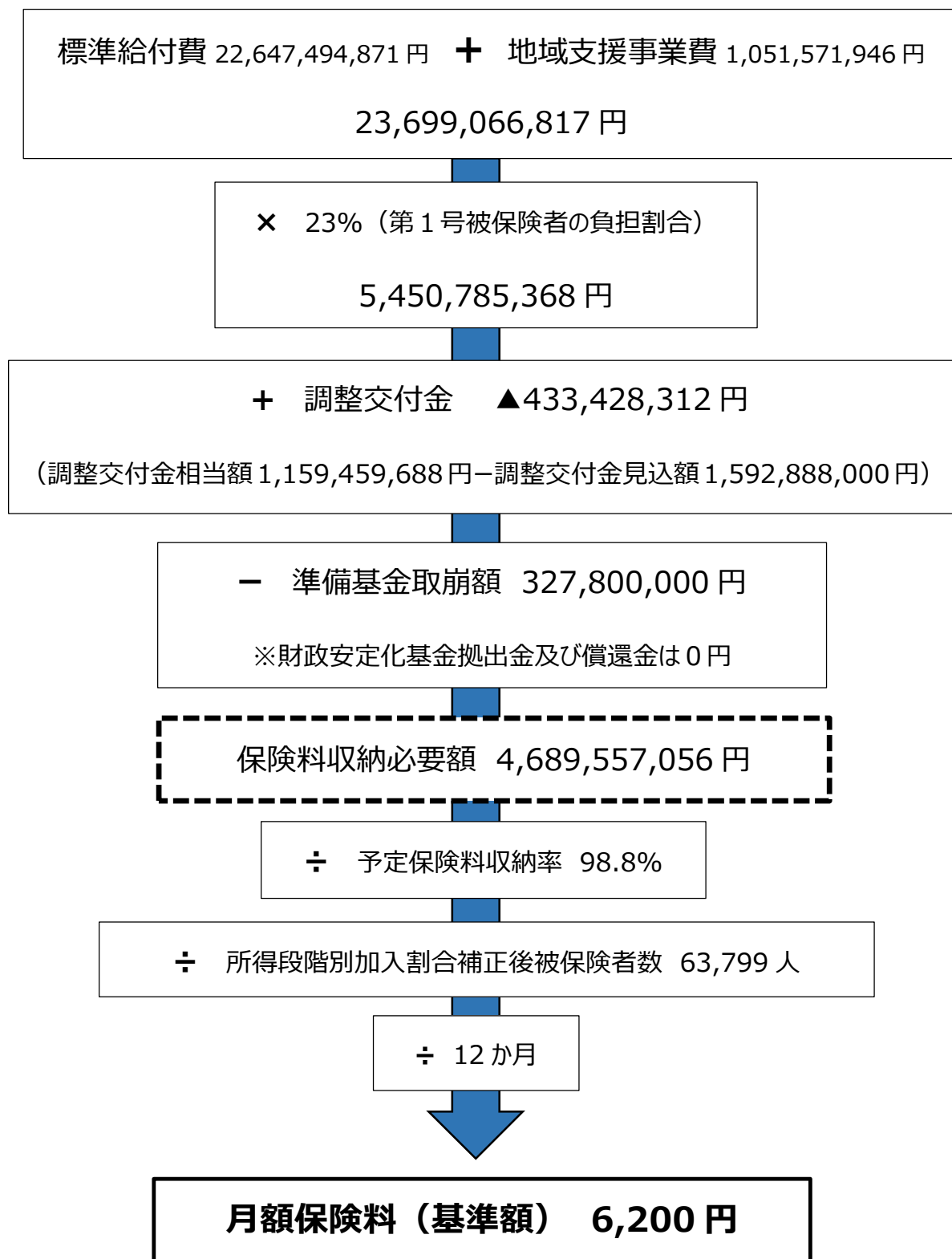
※重層的支援体制整備事業として一体的に実施する事業を含む

(2) 介護保険料の算出

第1号被保険者の保険料収納必要額は、標準給付費及び地域支援事業費の第1号被保険者負担分に、準備基金取崩額等を加減して算出されます。

準備基金については、約9億2千万円のうち約3億3千万円を取り崩すことにより介護保険料の負担軽減を図ります。

これらを勘案して算定した結果、第1号被保険者の保険料収納必要額は、約46億9千万円となり、令和6～8年度の第1号被保険者介護保険料基準月額は、6,200円となります。



(3) 保険料の段階設定

国は、今後の介護給付費の増加を見据え、低所得者の保険料上昇の抑制を図るため、より負担能力に応じた保険料率となるよう、保険料の標準段階を13段階へ多段階化しました。本市においても、国の標準段階に合わせて保険料段階を13段階とします。

また、第1段階から第3段階までの住民税非課税世帯については、公費による保険料の軽減を継続して行います。

■ 第1号被保険者の段階別保険料

保険料段階	保険料率 (公費軽減後)	保険料 (円)		課税要件		所得・その他要件
		月額	年額※	本人	世帯	
第1段階	基準額×0.455 (基準額×0.285)	1,767	21,200	***	***	生活保護受給者
				非課税	非課税	高齢福祉年金受給者
第2段階	基準額×0.685 (基準額×0.485)	3,007	36,080	非課税	非課税	本人の前年の課税年金収入額と 合計所得金額等の合計が80万円以下
第3段階	基準額×0.69 (基準額×0.685)	4,247	50,960	非課税	非課税	本人の前年の課税年金収入額と 合計所得金額等の合計が120万円超
第4段階	基準額×0.9	5,580	66,960	非課税	課税	本人の前年の課税年金収入額と 合計所得金額等の合計が80万円以下
第5段階	【基準額】	6,200	74,400	非課税	課税	本人の前年の課税年金収入額と 合計所得金額等の合計が80万円超
第6段階	基準額×1.2	7,440	89,280	課税	課税	本人の前年の合計所得金額から特別控除額を 引いた額が120万円未満
第7段階	基準額×1.3	8,060	96,720	課税	課税	本人の前年の合計所得金額から特別控除額を 引いた額が120万円以上210万円未満
第8段階	基準額×1.5	9,300	111,600	課税	課税	本人の前年の合計所得金額から特別控除額を 引いた額が210万円以上320万円未満
第9段階	基準額×1.7	10,540	126,480	課税	課税	本人の前年の合計所得金額から特別控除額を 引いた額が320万円以上420万円未満
第10段階	基準額×1.9	11,780	141,360	課税	課税	本人の前年の合計所得金額から特別控除額を 引いた額が420万円以上520万円未満
第11段階	基準額×2.1	13,020	156,240	課税	課税	本人の前年の合計所得金額から特別控除額を 引いた額が520万円以上620万円未満
第12段階	基準額×2.3	14,260	171,120	課税	課税	本人の前年の合計所得金額から特別控除額を 引いた額が620万円以上720万円未満
第13段階	基準額×2.4	14,880	178,560	課税	課税	本人の前年の合計所得金額から特別控除額を 引いた額が720万円以上

※介護保険料の年額は、八女市介護保険条例第9条により10円未満切捨

※「合計所得金額等」とは、「合計所得金額－特別控除額－年金所得額」のこと。給与所得額がある場合は、給与所得額から10万円を控除する。所得金額調整控除がある場合は、所得金額調整控除を加えた額から10万円を控除する。(控除後の額が0円を下回る場合は、0円とする)

※「特別控除額」とは、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額のこと

8. 介護給付適正化に向けた取り組みの推進（介護給付適正化計画）

（1）主要3事業の推進

給付適正化とは、介護給付・予防給付（以下、「介護給付等」という。）を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを事業者が適切に提供するように促すことであり、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。

介護給付の適正化を図ることにより、不適切な給付を削減し、受給者に対する適切な介護サービスを確保することは、介護保険制度の信頼感を高め、持続可能な介護保険制度の構築につながることから、要介護認定の適正化、ケアプラン点検、医療情報との突合・縦覧点検の主要3事業を実施します。

① 要介護（支援）認定の適正化

認定調査（訪問調査）は市職員による直営調査及び業務委託により実施し、調査内容は今後も認定審査会事務局職員で全件点検します。

引き続き、調査員、介護認定審査会委員に対する研修等を実施し、調査委託分についても直営分と同様に調査の質の向上、審査判定の平準化を図り、公正かつ適正な認定を行います。

さらなる円滑な認定調査及び審査体制の構築のために、ペーパーレス化を進め、電子メール等の積極的な活用により必要な情報を速やかに共有し、リモートによる介護認定審査会を実施します。

② ケアプランの点検（ケアプランチェック）

介護支援専門員が適切なケアマネジメントを実施できるよう、ケアプランの点検・指導を行っています。今後も継続して実施し、適切なプラン作成を支援するとともに、給付の適正化を図ります。

住宅改修は改修後の現地確認を全件実施しています。今後も現地確認を全件実施し、適切なサービス提供を推進します。

福祉用具の貸与・購入については、申請時やケアプランチェックの際に必要な性を確認し、助言・指導を行い、適切な福祉用具の利用が行われるよう努めます。

③ 縦覧点検・医療情報との突合

福岡県国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システムを利用し、縦覧点検と医療情報との突合による点検を実施しています。今後も縦覧点検・医療情報との突合による点検を継続実施し、誤請求が多い事業所についてはケアプランチェックや運営指導の際に重点的に指導を行うことで、給付の適正化を図ります。

(2) 給付適正化の取り組み目標

(1) に示した主要3事業について、以下のとおり年度ごとの目標値を定め、事業を推進します。

給付適正化3事業の目標値

事業区分	指標	実績値	目標値			
		令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
要介護（支援）認定の適正化	訪問調査点検実施率	100%	100%	100%	100%	
ケアプランの点検	ケアプランチェック点検事業所数	9事業所	10事業所	10事業所	10事業所	
	住宅改修確認実施率	100%	100%	100%	100%	
	福祉用具購入確認実施率	100%	100%	100%	100%	
縦覧点検・医療情報との突合	縦覧点検実施月	全月	全月	全月	全月	
	医療情報突合実施月	全月	全月	全月	全月	

※縦覧点検・医療情報との突合は福岡県国民健康保険団体連合会に委託実施

9. 介護保険の円滑な運営のための方策

(1) 情報提供の充実

介護保険制度や介護保険サービスに関する情報提供については、市の担当窓口や地域包括支援センター等の相談窓口での提供のほか、ホームページや広報、出前講座等で提供しています。

また、介護サービス情報の公表制度により、すべての介護サービス事業者はサービスの情報を公表することが義務付けられています。

利用者自身がサービスやサービス提供事業者を選べるよう、サービスの内容やサービス提供事業者に関する情報等を適切に収集し、関係者間で情報共有しながら、市民に対する情報提供を行います。

要介護（支援）認定やサービスの利用方法等の介護保険制度の仕組みについて、今後もホームページ、広報、パンフレット等の活用や出前講座、市の担当窓口、地域包括支援センター等の相談窓口での情報提供・説明により、広く市民に制度の周知を図ります。

(2) サービス事業者指導の充実

介護保険サービス事業者が事業を適切に運営し、質の高いサービスを利用者に提供できるよう指導することは、給付適正化の観点からも必要であり、指定監督権限者の責務でもあります。

このため、本市では、市が指定監督権を有する地域密着型サービス事業者等に対して、全事業所を対象とする集団指導と運営指導を実施しています。また、県が指定監督権を有するその他の介護保険サービス事業者については、県による集団指導及び運営指導が実施されています。

引き続き、地域密着型サービス事業者等に対する指導を行うとともに、今後は運営指導やケアプラン点検の手法の研究・検討に努め、事業者の負担軽減についても検討します。

(3) サービス従事者の研修

サービス従事者の資質向上のための研修については、八女筑後地区介護保険事業連絡協議会におけるサービス種別ごとの部会による研修や、医師会主催による研修並びに地域密着型サービス事業所連携会議による研修等が行われています。

今後もこれらの関係団体と連携しながら、サービス従事者に対する研修の実施を支援し、従事者の資質向上を図ります。

(4) 介護支援専門員への支援

介護支援専門員に対する支援として、ケアマネジメント勉強会を開催しているほか、各地域包括支援センターの3職種（主任介護支援専門員等・保健師等・社会福祉士等）が連携して、処遇困難事例などの相談や指導助言を行っています。

また、介護支援専門員は介護保険サービス提供の要であることから、地域包括支援センターとの連携強化を図り、あらゆる相談に対応できる身近な相談窓口となるよう、各地域包括支援センターの機能強化を図ります。

(5) 相談・苦情処理窓口の充実

住民が円滑に、より良いサービスを利用できるとともに、窓口や電話等において介護保険制度における申請からサービスの内容に関することまで、あらゆる相談を気軽にさせていただけるよう、温かく適切に対応します。

各地域包括支援センターの相談機能の充実を図るとともに、介護保険サービス事業者や保健福祉サービス事業者、民生委員等の様々な地域の関係者から意見を収集できる体制の強化を図ります。

(6) 保険者機能強化推進交付金等にかかる取り組み

保険者機能強化推進交付金とは、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取り組みや都道府県による保険者支援の取り組みが全国で実施されるよう、PDCAサイクル²⁰による取り組みが制度化され、取り組みの評価指標の達成状況に応じて、交付される交付金です。

本市では、評価指標が達成できるように取り組みを推進するとともに、これらの交付金を活用して、自立支援事業や介護予防事業を推進します。

²⁰ 「PDCAサイクル」：P=Plan（計画）、D=Do（実行）、C=Check（評価）、A=Action（改善）のそれぞれの頭文字をとったもの。この4段階を繰り返すことによって業務を継続的に改善すること。